

No. 22

制 度 名	市町村保険者機能強化推進交付金及び市町村介護保険保険者努力支援交付金	主管課名	長寿福祉課 地域包括ケア推進室 地域支援 G		
		問合せ先	029-301-3332		
目的・趣旨	市町村によるその被保険者の地域における自立した日常生活の支援、要介護状態等となることの予防又は要介護状態等の軽減若しくは悪化の防止及び介護給付費等に要する費用の適正化に関する取組を支援する。				
〔対象団体〕 市町村					
〔対象事業〕					
(1) 保険者機能強化推進交付金					
ア 市町村特別給付、地域支援事業及び保健福祉事業等を充実させて行う高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止、給付費適正化に必要な取組又はその実施に必要な人材の確保に関する取組					
イ 介護保険特別会計に充当した推進交付金を一般会計に繰り出して行う高齢者の自立支援、介護予防・重度化防止、給付費適正化に資する取組					
(2) 介護保険保険者努力支援交付金					
ア 介護予防・日常生活支援総合事業					
イ 包括的・継続的ケアマネジメント支援業務					
ウ 在宅医療・介護連携推進事業					
エ 生活支援体制整備事業					
オ 認知症総合支援事業					
〔対象経費〕 対象事業の実施に必要な経費（ただし、市町村特別給付、地域支援事業、保健福祉事業にあたっては第1号介護保険料負担分への充当が必要な経費に限る）					
〔補助限度額等〕 市町村の取組状況に応じて、厚生労働大臣が必要と認めた額					
〔経費負担割合〕					
区 分		国	県	市町村	その他
①保険者機能強化推進交付金		10/10	-	-	-
②介護保険保険者努力支援交付金		10/10	-	-	-
〔令和8年度当初予算額〕 直接補助のためなし		〔令和8年度補助対象団体〕 水戸市外 43 市町村			
〔備考〕					
・国からの直接補助					
・各市町村が行う自立支援・重度化防止の取組に対し、評価指標の達成状況（評価指標の総合得点）に応じて、交付金が交付される。					